

# 東 郷 村 報

昭和26年12月15日  
發行所 東郷村役場  
日南市富高町  
株式會社 安藤印刷所  
電話 64番

## 財政事情報告書

地方自治法第二百四十四條第一項に基く東郷村條例第二十七號「財政事情の作成及公表に關する條例」の定むるところにより本村の財政事情を次の通り公表する。

昭和二十六年十二月十二日

東郷村長 小野 弘

一、まえがき  
村財政は村政運営の基本であり村民生活の基盤に立つこの村財政は我々村民が眞剣に考え、よく検討し、よく理解してその健全なる發達に努めることが村民自治の道でありませう。

改革の要に迫られてゐるに  
かゝらず本年度は一應これを  
見送る事にしたのであり  
ますが尙その重要施策が  
山積してゐるため限られ  
た村の財源をそれらの施  
策にいかように配分する  
かを砕いたのであります  
そのため役場費の如きは  
對に必要な人件費を除いて  
は年間所要の半額程度を  
計上しなくてはならぬ實情  
に上つてゐるものであり  
ます。

二、昭和二十六年  
予算について  
昭和二十六年度予算編成の  
方針とその概況については  
去る五月公表した通りで  
あり當時説明しました通り  
去る三ヶ年に亘り新制中學校  
建設のため多額の経費をこ  
れに振り向け、村民経済力  
の涵養施策に充分の力を  
注ぐことができなかったの  
でありまして更に本年度も  
引續き村立各老朽小學校舎

加増額してゐるのは耕地事  
業費に對する補助金が大部  
分であり縣支出金の追加も  
率第一表の(一)の下欄  
別表第一の(二) 昭和二十六年歳出予算追加累計表  
(十二月五日現在)

科 目	追加累計表 (十二月五日現在)			合計	各科目の 百分比
	第一回五月	第二回九月	第三回十二月		
議會費	六五、七三六	—	—	六五、七三六	二、七
役場費	六、三三、一七一	—	—	六、三三、一七一	二四、九
選舉消防費	二、四三、六三三	—	—	二、四三、六三三	〇、八
土木費	一、四七、八〇五	—	—	一、四七、八〇五	二、三
教育費	三、七三、三三三	—	—	三、七三、三三三	一六、六
社會及勞働 施設費	一、七五、四四一	—	—	一、七五、四四一	六、七
保健衛生費	七、七三、六〇〇	—	—	七、七三、六〇〇	二八、二
産業經濟費	二、四三、三三六	—	—	二、四三、三三六	九、三
財産費	一、〇六、七七七	—	—	一、〇六、七七七	三、九
統計調査費	一〇、一〇〇	—	—	一〇、一〇〇	〇、一
選舉費	三、三三、三三三	—	—	三、三三、三三三	一、〇
公債費	四、四四、四四四	—	—	四、四四、四四四	一、七
諸支出金	五、五五、五五五	—	—	五、五五、五五五	二、一
予備費	一〇、〇〇〇	—	—	一〇、〇〇〇	三、五
計	一七、八〇、〇〇〇	—	—	一七、八〇、〇〇〇	一〇〇、〇

科 目	追加累計表 (十二月五日現在)			合計	各科目の 百分比
	第一回五月	第二回九月	第三回十二月		
村 稅	七、六五、七七七	—	—	七、六五、七七七	三、八
地方財政平 衡交付金	六、七〇〇、〇〇〇	—	—	六、七〇〇、〇〇〇	三三、九
公營企業及 財産收入	三、三〇〇、〇〇〇	—	—	三、三〇〇、〇〇〇	一八、六
分擔金及 負擔金	二、二〇〇、〇〇〇	—	—	二、二〇〇、〇〇〇	一二、四
夫役及現品 使用料及 手数料	九、一〇〇、〇〇〇	—	—	九、一〇〇、〇〇〇	五、一
國庫支出金	一、一三〇、〇〇〇	—	—	一、一三〇、〇〇〇	六、三
縣支出金	八、五〇〇、〇〇〇	—	—	八、五〇〇、〇〇〇	四七、七
寄附金	一、一〇〇、〇〇〇	—	—	一、一〇〇、〇〇〇	六、一
繰入金	—	—	—	—	—
繰越金	—	—	—	—	—
雑收入	七、七三三、三三三	—	—	七、七三三、三三三	四三、三
村 債	—	—	—	—	—
合 計	一七、八〇、〇〇〇	—	—	一七、八〇、〇〇〇	一〇〇、〇

三、収入支出の概況  
昭和二十六年歳入歳出予  
算額中十一月末日現在にお  
ける収入済額及支出済額は

別表第一の(一) 昭和二十六年歳入予算追加累計表  
(十二月五日現在)  
別表第二の(一) (十一月三十日現在)  
別表第二の(二) (十一月三十日調)

科 目	昭和二十五年		昭和二十六年	
	収入額	未収入額	収入額	未収入額
議會費	六五、七三六	—	六五、七三六	—
役場費	六、三三、一七一	—	六、三三、一七一	—
選舉消防費	二、四三、六三三	—	二、四三、六三三	—
土木費	一、四七、八〇五	—	一、四七、八〇五	—
教育費	三、七三、三三三	—	三、七三、三三三	—
社會及勞働 施設費	一、七五、四四一	—	一、七五、四四一	—
保健衛生費	七、七三、六〇〇	—	七、七三、六〇〇	—
産業經濟費	二、四三、三三六	—	二、四三、三三六	—
財産費	一、〇六、七七七	—	一、〇六、七七七	—
統計調査費	一〇、一〇〇	—	一〇、一〇〇	—
選舉費	三、三三、三三三	—	三、三三、三三三	—
公債費	四、四四、四四四	—	四、四四、四四四	—
諸支出金	五、五五、五五五	—	五、五五、五五五	—
予備費	一〇、〇〇〇	—	一〇、〇〇〇	—
計	一七、八〇、〇〇〇	—	一七、八〇、〇〇〇	—

年度	昭和二十五年		昭和二十六年	
	収入額	未収入額	収入額	未収入額
仲 深	四七、三三三	—	四七、三三三	—
羽 坂	四三、五六七	—	四三、五六七	—
小 田	七三、八七六	—	七三、八七六	—
福 瀨	六五、四三二	—	六五、四三二	—
寺 迫	六二、五五五	—	六二、五五五	—
部 落 名	六二、五五五	—	六二、五五五	—
計	三〇〇、〇〇〇	—	三〇〇、〇〇〇	—



十月定例村議會の結果について

結果について

本村十月定例村議事は十月十八日午前十時東郷村議事堂に召集され出席議員二十四名(欠席一名)で會期を一日と決定され左記事件を審議決定した。

△議案第三十七號 東郷村固定資産委員會條例制定の件

○地方税法第四百二十三條により市町村にはそれぞれ固定資産評価審査委員會を設置しなければならぬ規定によつてこの委員會の審査の手續き記録の保存その他審査に必要な事項を定めるための條例制定の件であり原案どおり可決確定十月十八日から施行することに決定した

△議案第三十八號 東郷村固定資産評価審査委員會委員選任の件

○本件は市町村の住民で市町村の納税義務者の中から三人を當該市町村議會議長の同意を得て市町村長が選任することになつており本村議會議長は村長の推薦した左記三人の委員候補に對し全員異議なく同意を與へ議決した

△議案第三十九號 鶴ノ内 濁尾和三郎 議員、立會人等給與條例中一部改正の件

○本件は今回新しく發足した村の公平委員會委員の報酬費用償及固定資産評價審査委員會委員の費用償並に證人参考人等の費用償の規定であり異議なく原案どおり可決確定十月十八日から施行することに決定した

○本件議事として各部委員會に調査を附託することとし調査の結果によつて關係機關並上級官廳に對し速かに陳情書處方懇請する一方財源を捻出してこれが災害の復旧に努力することに決定、この決議によつて各部委員會はそれら活動を開始した

十一月臨時議會の結果について

結果について

東郷村議會十一月臨時議事は十一月三十日午前十時東郷村議事堂に召集され會期四日間亘つて慎重審議左記重要案件を議決した

○議員提出議案第五號 投票用紙の様式決定の件

○議員提出議案第六號 投票用紙に捺捺する印の様式決定の件

○議員提出議案第七號 昭和二十五年東郷村歳入歳出決算報告認定の件

○議員提出議案第八號 村長提出議案第一號 種牛牛村内繋留につき佐藤秀義との契約の件

○議員提出議案第九號 種牛牛村内繋留につき佐藤秀義との契約の件

本件について村としては記念植林が最も適切な行事であるという意見に一致するに決り計書を樹てることに決定した

△東郷村議會議員岩見宇市君から一身上の都合により九月二十一日退職の願出があり事情やむを得ないものと認め九月二十二日附議長において退職を許可した

○第四十三號 農林中央金庫の自己資金をもつて融資する耕地關係災害復旧資金について

○第四十四號 選舉管理委員會委員同補充員選舉の件

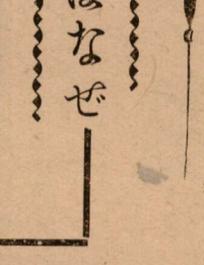
○第四十五號 選舉管理委員會委員同補充員選舉の件

○第四十六號 選舉管理委員會委員同補充員選舉の件

○第四十七號 選舉管理委員會委員同補充員選舉の件

○第四十八號 選舉管理委員會委員同補充員選舉の件

○第四十九號 選舉管理委員會委員同補充員選舉の件



磷酸肥料を好むか

肥料の効果が殆んど見られない場合でも、裏作の麥にその効き方が高いと云ふ事例は至るところで見られます。これは麥と稻の榮養生理上の性質の差異によるもので、主な原因は二毛作田の土壌が水田の土壌と畑の土壌とで土壌の性質が異なることによるものであります。

麥に對しては磷酸肥料の効き方が高くなります。夏に水を湛えた水田の状態では土壌が酸素(空氣)不足になるに伴つて土壌中に不溶性の磷酸が蓄えられていて、磷酸鉄、磷酸鋁、磷酸錳の一部が不溶性になつてくるので麥作の水稲によく吸収せられずから水稲には麥程の磷酸を必要としませんが普通であります。

ある肥料分即ち天然供給養分を併せて吸収するものでありますから、肥料の効果を高めるためには、土壌中に於ける行動及び土壌から供給される肥料分の消長をよく考へて、榮養生理的に見て作物の子實生産に對して能率の高いように肥料を施すと同時に、肥料の吸収率を一層高めるようにしなければなりません。

去る十月一日を以て概ね左記のように統制額の算定が改訂されましたので借地借家等の料金を決しようとするものは役場經由の上知事宛申請をなす認可を受けなければならぬことになりました。地代家賃統制額は法律を以て決められて居たのでありますが殆んど認意契約が多く貸主借主何れも無理のない料金で違反の無いように早目に申請せられますよう御知らせします

地代家賃の御知らせについて

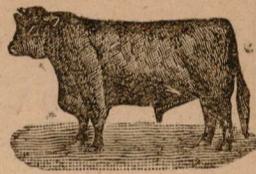
一、地代統制額 月額 土地評價額の千分の二、二、家賃統制額 月額 家賃の評價額の千分の二に坪當り十二円を加算したものと地代相當額を加えたもの

右の申請に要する用紙は役場にありますので申出により詳細説明の上用紙を交付致します

近時縣内各町村にあつた、商工會が結成されつつあるが何んと云つても取とる所は行詰つた現在の資金難を解決する爲に團結の力が必要視されて來た事

ら過去に拘泥せずどしどし本會に加入して現今の行詰つた商業振展の隘路突破に皆んなの力を結集しなければならぬ時である。ところで問題の資金解決に當つて先づ國民金融公庫の利用が考へられるが現在の村内利用者の返済成績が振わぬのが相當影響される心配をされてゐるがこの問題も決して不可能な問題ではない。

臨時に開催する興業等に對し場所を貸與する場合約ける所有者の責任について 臨時に開催し又は經營する映画演劇演奏(歌唱を含む)等を催す場所として公民館假設劇場、個人宅の庭内、講堂、教室、集會場その他の廣間若しくは運動場等を貸與する場合は貸付をうけて主催し又は經營するものが經營者であつても又は地方團體であつても入場料、利用料の有料無料を問はず夫々登録申請書、入場税免除承認申請書の手續を必要とします



### 牛は農家の寶

農業經營の中に畜産が如何様に織込まれるべきか、本村に於ける畜産は如何様にあるべきか、皆様と共に研究し、此の畜産を一時も早く家庭事業になくしてはならない存在であり、一家團圓の仕事であり得る畜産を確立し、理想的な畜産東郷を樹立すべきであります。其の爲めには皆様の絶大な御理解と御協力を御願ひしなくてはならないのであります。

昭和二十七年の新春を迎え、まずに畜産の爲めの將來を約束し、たゆまざる皆様の御奮闘を御願ひ申し上げます。

二、本村に於ける生産可能目標

種類	生産可能目標	頭數	牝の數
牛	三九〇頭	一、二六四	六五〇
馬	一五〇頭	九七	三五
豚	三〇〇頭	三〇〇	一〇〇
鶏	一五万箇	四、三〇〇	二、〇〇〇

此の目標に向つて進む時、肥料、堆肥増産は解消し、肥料及地方の源泉となる、労働力の利用によつて仕事は良くなる、能率の向上がある、子牛の生産収入は財産の擴張と生活改善に利用出来る、而して農業經營は次々と進展し立派な農業村が出来上がるのであります。

三、東郷村は牛の育成地か生産地か

戦時中牛の供出によつて御理解の事と存じます。指導者其の者が入郷地区を育成地として任じ供出制當を多くし指導して来た其れが現在の東郷畜産の姿なのであります。

八、家族的な楽しみが

### 畜産の有り方

- 1、本村に於ける家庭畜産の目標
- 2、農業を主体とした目標
- 3、各戸二頭の牝牛を飼育し、一年一乃至二頭の子牛を生産する。耕作段別四段一頭
- 4、牝牛は十三才位まで飼育し其の間八頭以上の子牛を生産する。
- 5、飼料と時間と人手に余裕があれば豚、鶏、其の他の家畜を飼育する。
- 6、(2)、(3)の家業及趣味又は立地條件を主体とした目標
- 7、農業量により馬を必要とする有り方
- 8、其の他の職業で豚、鶏、其の他の家畜に適した有り方
- 9、御存知でせうか、小鳥を飼育する場合は、許可を受けなければならぬ。許可を受けなければならぬ。
- 10、野山に居る小鳥はなぜ大切にしなければならぬか



### 小鳥の飼養は許可を受けて!

一、御存知でせうか、小鳥を飼育する場合は、許可を受けなければならぬ。許可を受けなければならぬ。

二、野山に居る小鳥はなぜ大切にしなければならぬか

三、愛玩飼育用として、知事が許可するものは左の七種です

四、将来飼鳥の目的で小鳥の捕獲及び飼養許可を受けるには鳥類捕獲許可申請書を縣廳林政課に提出して許可証の交付を受けます。

五、飼養には鳥類飼養許可申請書に手数料一羽に付百圓の割で添えて、縣廳林政課に提出して下さい。若し無許可で鳥を捕つたり、飼養許可証を持たないで鳥を飼つたり、譲り渡したり譲り受けたりし

### 二十六年を省て

昭和二十六年は東郷村産業に類し水田は龜裂を生じ、害を受けたその直後に襲つた七日より二十日に至る三日間に及ぶ烈風を伴ふ豪雨により灌漑水は得られず、用水路は破壊され、とうもろこしを初め畑作は被害を倍加した。

其の五 八月中旬より稲熱病胡麻葉枯病に加えて、「驚色うんか」の大發生を見村民各位の涙ぐましい努力にもかかわらず甚大な被害を蒙つた。

其の六 稲の收穫を目前にひかえ十月十四日ルース台風が突然襲來して農家の夢を一瞬にして破り倒伏、脱粒、塩害、發芽等水稲に甚大な被害を及ぼし、經濟振興對策の一助として増殖した秋多作、蔬菜類は全滅の憂き目を見るに至り、家屋堤塘、道路、用水路等にも甚大の被害を蒙つた。而し興村の熱意に燃える我々は坐折してはならないその間七月二十日には農業調整委員會、農地委員會、農業改良委員會を解散新しく三者が一体となつて農業委員會が誕生し十一月十一日には寺迫農協が分離して村内に東郷農協と寺迫農協と二つの農協が出来た。

其の三 七月一日にはケイト台風が訪れ切角植た稲苗は浸水又は流失により相當の被害を受け畑作も亦豆類を初め煙草、蔬菜類等被害を受けた。

其の四 七月二十日より八月十七日に至る近年稀に

### 社會教育の傾向

戦後社會教育の重要性は益々強調されその実績も着々と進歩しつゝあるは眞に喜ばしい傾向である。

東郷村の社會教育に於ても村民各層が一丸となつて従來少なかつた各公民館の文化祭も大きく取り上げ半数以上の實施をみたのは第一に喜ばしい傾向である。

各館共本年のルース台風の被害にかゝらず農産品に努力されしは涙ぐましい思いがした。特に迫之内、福瀬、羽坂公民館主催の文化祭には優秀なものも多く、縣命の努力が見られた。

然も本年の分館の文化祭で異彩を放つたのは迫之内公民館の畜牛の品評會であつた。

優秀な畜牛が百頭近くも公

### 熱意!!

熱意こそ、この世の中を回轉させるものである。その推進力になつたら、やり甲斐のある仕事はこれまでも一つも完成されなかつたであらう。熱意は貧者の苦しみをやわらげ富者の退屈を軽くする。それを離れては喜びはあり得ない。だから熱心にそれを消費しなればならない。それを浪費するものは愚であり、それを誤用するものは不幸である。



愈多事多彩な昭和二十六年を送ります。

想えば國民待望の講和條約調印の年でありました。ほんとは永遠に忘るることのない記念の年でありました。

皆さんに愛讀していただき、本報も九號が生れました。本報は東郷村財政事情報告を中心とし、村の經濟事情を知つていただくために

原稿を他からもいただき、喜ばしく思つた。特に喜しく思つたのは藝能大會で終戦後アプリーの多い今日青年諸氏の志操が着實になりつゝある姿を如實に見せつけられたことは喜ばしいことの一つであると感じた。

東郷村の皆さんが村起しに火を吐くような熱意を示され、本年の村祭りについて、皆さんよい年を迎えませう